

大田市特定業種企業立地奨励条例
立地計画認定企業募集要項
～書籍・雑誌小売業（古本を除く）～

令和7年12月22日
大田市産業振興部産業企画課

はじめに

書店は、単に本を販売する場所に止まらず、住民にとって多様な作品に触れることができる、地域の重要な文化拠点の場です。多種多様な書籍を扱う書店は、それらの書籍との「偶発的な出会い」や「検索性を超えた発見の場」を提供しており、読書文化や文字・活字文化の活性化とともに、知識や文化に触れる機会を創出する、貴重な地域インフラのひとつであるといえます。

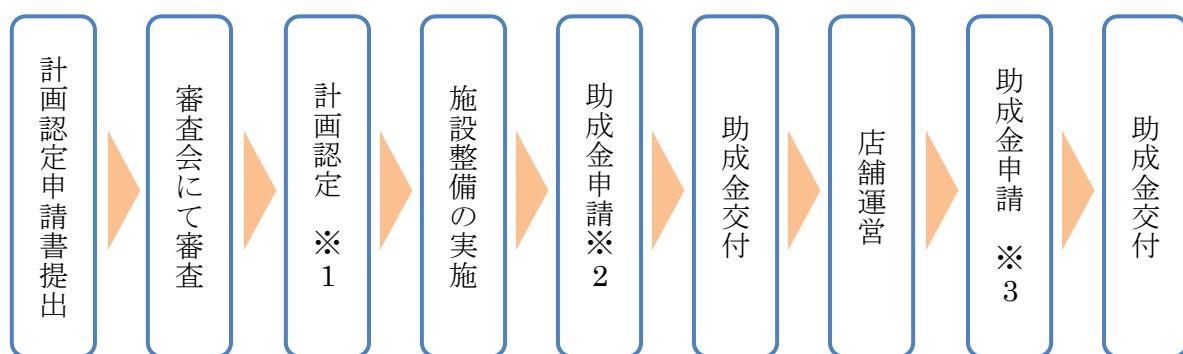
また、産業振興の視点からも書店の果たす役割は重要で、他業種とのサービスの連環や相乗効果による経済循環に加え、消費機会の市外流出の防止による地域経済の底支えが見込まれるなど、地域経済の活性化に貢献することが期待されます。

一方で、インターネット通販の利便性の高さや電子書籍市場の拡大などにより、紙の本の販売は長期的にみて減少傾向にあり、書店の経営環境を一層厳しくしています。

本市においても、令和6年3月に市内唯一の対面型の書店が閉鎖してから、市内に書店がない、いわゆる無書店自治体である状況が続いています。

そこで、地域経済の活性化と街のにぎわいを創出するとともに、地域に豊かな学びと教養に触れる機会を提供することを目的に、本市へ進出する企業を誘致し、無書店状況の解消を目指します。

1. 事業スケジュール



※1 計画認定前に支出した経費は補助対象外です。公募期間満了後に審査会を実施し、その結果に基づき、1件の採択企業を計画認定いたします。

※2 開設準備助成金は、開設に係る建物整備及び備品購入で申請可能です。なお、助成金交付の時期は、助成金申請のタイミングにより異なります。詳しくはお尋ねください。

※3 家賃及び販路拡大助成金は、操業を開始した日から1年を経過した日以降で申請可能となります。なお、操業開始から10年間が対象で、申請は1年ごとになります。

2. 対象事業

大田市内において、書籍・雑誌小売業（古本を除く）を営む店舗を整備及び運営する事業であり、以下の条件を満たすものが対象です。

- ①一般書から専門書まで多様な分野・ジャンルにわたる書籍を取り扱うこと
- ②書籍・雑誌に係る売り場面積が100m²以上あること
- ③所定の定休日を除き、常時継続的かつ安定的に営業する店舗であること。不定期な営業形態によらないこと
- ④審査会の日から概ね1年以内に事業開始する見込みがあること

3. 補助対象事業者

「2. 対象事業」に記載の事業を実施する法人事業者で、次の各号全てに該当する場合が補助対象となります。

- ①大田市暴力団排除条例(平成24年大田市条例第1号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと(同居の親族を含む。)
- ②貸金業(貸金業法(昭和58年法律第32号)2条1項に規定する貸金業)を行う者でないこと
- ③商品先物取引に関する事業を行う者でないこと
- ④連鎖販売取引(特定証取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条第1項に規定する連鎖販売取引をいう。)、訪問販売(同法第2条第1項に規定する訪問販売をいう。)、電話勧誘販売(同条

第3項に規定する電話勧誘販売をいう。)その他これらに類する方法により物品の販売、役務の提供その他の行為を行う者でないこと

⑤風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者でないこと

⑥政治又は宗教活動を目的とする事業を行う者でないこと

⑦公序良俗に反する事業を行う者でないこと

4. 補助金額

(1) 開設準備助成金

補助率	交付上限額	助成対象期間
対象経費の2分の1	500万円	操業開始から1年以内

(2) 家賃及び販路拡大助成金

補助率	交付上限額	助成対象期間
対象経費の3分の2	500万円／年	操業開始から10年以内

5. 対象経費

(1) 開設準備助成金

書店の開設に係る建物整備及び備品購入に係る経費で、次の表に掲げる経費が対象となります。

補助対象経費	適用範囲
建物整備費	書店開設のための建物整備、改修工事、内装工事費

備品購入費	テーブル、書棚、商品ラック、POS レジ、パソコン、プリンター等の書店運営に必要な備品の購入費（配送料を含む。）
-------	--

※原則、書籍・雑誌の販売に係る経費が対象となりますが、事業に必要と認められる場合のみ、雑貨や食料品、文具などの売り場など、書籍・雑誌の販売促進につながる施設の整備に係る費用も対象経費に含めることができます。ただし、当該補助対象経費全体の2割以内とする必要があります。事前にご相談ください。

(2) 家賃及び販路拡大助成金

書店の事業を実施するために必要となる、土地建物の賃借料及び共益費、販売促進や広告宣伝などに必要となる経費が対象となります。

補助対象経費	適用範囲
賃借料及び共益費	売り場、レジカウンター、作業スペースや休憩スペース、在庫置き場といったバックオフィス、倉庫、駐車場などの土地及び建物にかかる賃借料及び共益費（敷金礼金など入居の際に必要となる一時金や共益費のうち使用実績により負担額が確定するものは含まない。）
販売促進費	ポップや什器、陳列用の特設棚の作成費、フェア、キャンペーン用装飾、各種イベントや催事、企画の開催にかかる費用
広告宣伝費	新聞、雑誌、折込チラシ掲載料、ラジオやテレビ広告、地域情報誌への掲載料、SNS 広告、バナー広告、チラシ、パネル、ポスター、のぼりなどの作成費
販売活動の間接的な費用	インターネット、電話代等の通信費、荷造運搬に係る費用、水道光熱費、POS レジシステム利用料、事務用品、プリンター、コピー機などの事務機器に要する経費、防犯設備の維持管理コスト、清掃委託費

※原則、書籍・雑誌の販売に直接かかる経費が対象となりますが、事業に必要と認められる場合のみ、雑貨や食料品、文具などの売り場など、書籍・雑誌の販売促進につながる施設の整備に係る費用も対象経費に含めることができます。ただし、賃借料及び共益費については、当該事業の用に供する建物の面積の2割以内とする必要があります。また、販売促進、広告宣伝その他販売活動の間接的な費用に要する経費については、当該対象経費全体の2割以内とする必要があります。事前にご相談ください。

(1)、(2) いずれの事業も、以下の経費は対象外です。

- ・計画の認定を受ける前に要した、もしくは発注や契約をした経費

- ・公租公課（消費税及び地方消費税を含む。）
- ・他の機関からの補助金等を受けている事業に要する経費
- ・その他、事業実施に必要と認められないもの

6. 提出期限

令和8年1月30日（金）17時必着

申請書及び添付書類を受付場所に提出してください。

■受付場所

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

大田市役所 産業振興部産業企画課

TEL：0854-83-8072

7. 提出書類

- ①立地計画認定申請書(様式第1号)
- ②事業計画概要書(様式第2号)
- ③法人登記事項証明書及び定款
- ④事業の沿革を記載した書類
- ⑤申請前2年間の各事業年度の貸借対照表及び損益計算書
- ⑥事業所の概要、規模及び配置を記載した書類
- ⑦その他参考となる事項を記載した書類（審査会で使用するプレゼンテーション資料を含む）

※提出された書類は原則として返却いたしません。また、書類作成に係る経費は、申請者負担となります。

※事業計画は、「8. 審査会」における主な審査項目を考慮した上で、具体的な計画を作成していくたまくようお願いいたします。

※申請書類及びその他の提出書類に虚偽が発覚した場合、受付を取り消す場合がございます。また、補助金交付後であれば、返還を求める場合もございますので予めご留意ください。

8. 審査会

提出された申請書類・プレゼンテーション等に基づき、審査・選定します。選定結果は、後日文書で通知します。

※選定の経過は公表しません。

※選定の経過・結果に関する問い合わせ及び異議申し立てには、一切応じられませんので予めご了承ください。

(1) 審査方法

提出書類に加え、審査会当日におこなう申請者からのプレゼンテーション・事業内容のヒアリングにより審査を行います。

※時間・会場等の詳細は、申請された事業者へ別途ご連絡いたします。

ア. 実施日時：令和8年2月5日（木）13時～（予定）

イ. 実施場所：大田市役所内

ウ. 実施時間：1申請者30分（提案説明20分、質疑応答10分）

エ. 実施方法：対面方式またはWEB会議方式

オ. 出席者：3名以内

カ. 資料：審査会当日に説明で使用されるプレゼンテーションなどに関する資料は、8部をご持参ください。なお、申請した計画書に記載された内容と相違ないもので、事前に提出のあったものに限ります。

(2) 主な審査項目

審査項目		主な審査のポイント
1	事業実施に対する適合性	<p>①所定の定休日を除き、常時継続的かつ安定的に営業する店舗であるか。</p> <p>②一般書から専門書まで多様な分野・ジャンルにわたる書籍を取り扱う計画であるか。</p> <p>③書籍・雑誌に係る売り場面積が 100 m²以上の計画であるか。</p> <p>④計画認定の日から概ね 1 年以内に事業開始する見込みがあるか。</p>
2	事業の具体性・事業の実現可能性	<p>①目標達成のための具体的な事業計画があるか。</p> <p>②事業の実施スケジュールは無理のない内容で計画されているか。</p> <p>③収支計画のうち、売上げや費用などについて、過大な計画となっておらず、実現可能な水準で策定されているか。</p> <p>④書店の経営に関する一定の実績を有するなど、事業実現の期待値が高いものであるか。</p>
3	施設の利便性	<p>①施設及びその立地環境として、消費者のニーズに対応することのできる計画であるか。</p> <p>②施設及びその立地環境として、新たな消費喚起に結び付けることのできる計画であるか。</p>
4	事業の持続性・発展性	<p>①市外に流出する消費機会を域内消費へ誘導する計画となっているか。</p> <p>②10 年以上にわたって運営を継続できる収支計画となっているか。</p> <p>③助成対象期間が終了した後も、事業が安定して継続できるように設計された計画となっているか</p>

		<p>④独自の企画展開により、新たな需要の喚起や消費機会の拡大に向けた取り組みが、実現可能な形で計画に盛り込まれているか。</p> <p>⑤店舗の魅力向上や販売機会の拡大につながるイベントや企画が計画されているか。</p>
5	事業の独自性・特色	<p>①地域特性や顧客ニーズを踏まえた、特色ある企画が盛り込まれているか。</p> <p>②書店機能を活用した交流機会の形成により、まちの賑わいを創出する計画となっているか。</p> <p>③地域における読書文化の向上を図るなど、地域に貢献する取り組みが盛り込まれているか。</p>

9. お問い合わせ先

大田市役所 産業振興部産業企画課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL：0854-83-8072

Mail：o-yuuchi@city.oda.lg.jp